

「2015.2.7 京都緊急集会」

—今みんなで考える問題・猫餌やり禁止 新しい形の殺処分—



行政殺処分

DAYS Vol.5 No.6
JAPAN 2008 JUN

捨猫 写真 瀧淵和人



「改正動物愛護法では殺処分目的の引取り禁止と官民一体の野良猫保護責任」

開催日時： 平成27年2月7日（土）午後1時～4時30分

受付開始： 午後12時30分～

開催場所： 池坊短大洗心館こころホール

<http://www.ikenobo-c.ac.jp/tandai/shisetsu.html>

（京都市下京区四条室町鶏鉾町 491 池坊短期大学洗心館地下1F）

- ・地下鉄烏丸線「四条駅」（2番出口）
- ・阪急京都線「烏丸駅」（26番出口）
- ・市バス「四条烏丸駅」下車 徒歩2分

※室町通りに面した門からお入りください。

参加費： 1000円（資料代含む）

主催： THE ペット法塾・京都野良猫保護連絡会

京都緊急集会

「京都市・野良猫餌やり禁止条例と野良猫保護」

京都市は、動物迷惑防止条例の制定をめざしておりますが、その内容は、野良猫に餌やりをしようとする人は猫を自ら飼養することを課し、京都市支援事業の要件（個人の猫餌やりを認めない）に沿って行う、動物に給餌をしたり等を禁止し、違反したときは罰則を課するというもので、猫餌やり禁止条例となっております。

野良猫に餌を与えることを禁止し、飼い主同様の管理責任を課すことは憲法の法令に違反するだけでなく、野良猫の保護に欠け、地域猫活動を阻害し、動物愛護法その他の法令に反すると認められます。

全国に及ぼす影響が大きいと考えられますので、学者、議員、行政、現場の動物救済活動をする皆様をお招きして、京都市の条例の問題点を明らかにし、適正な条例の制定がされるための緊急集会を開催したいと存じます。

全国の皆様、行政の皆様には、問題のある京都市の条例制定に反対の方も、賛成の方も含めて、野良猫の保護を核として改正動物愛護法に沿った条例制定を実現するために1人でも多くの皆様のご参加をお願いいたします。

主催：THE ペット法塾・京都野良猫保護連絡会

< 内 容 >

1・ 講 演

(1) 「動物愛護法と野良猫の保護のありかた」

吉田 眞澄（弁護士/元帯広畜産大学理事・副学長）

(2) 「行政の野良猫保護、地域猫活動のあり方」

高木 優治（元新宿区保健所職員）

2・ 報 告

(1) 藤野 真紀子（元衆議院議員）

(2) 溝淵 和人（動物ボランティア Cat28）

(3) 鶴田 真子美（全国動物ネットワーク）

(4) 植田 勝博（弁護士/THE ペット法塾代表）

3・ パネルディスカッション

パネラー：吉田 眞澄/ 高木 優治/ 藤野 真紀子/ 鶴田 真子美/ 溝淵 和人/ 他

コーディネーター：植田 勝博

現場報告「条例問題」

佐川 真人（アニマルネットワーク京都西）/ 山崎 悦子（名古屋）/ 武藤 安子（グリーンNet）

佐藤 泰子（静岡動物愛護犬猫ホットライン）/ 参加者

* 申込方法、件名「2015.2.7 京都緊急集会」と懇親会のご出欠をご記入の上

お名前・ご住所・ご連絡先（電話、E-mail）をお送りください。

当日参加も受付ますが、会場が狭いため事前申込を頂いた200名の方のみ席を用意致します。

集会後懇親会（近隣会場にて）午後5時～7時 会費3500円

* 申込先 FAX:06-6362-8178（植田法律事務所）/ mail:uedalaw@skyblue.ocn.ne.jp

連絡先：THE ペット法塾事務局 植田法律事務所 TEL:06-6362-8177

< 主 催： THE ペット法塾・京都野良猫保護連絡会 >